

ソフトバンク株式会社  
代表取締役社長執行役員兼 CEO 宮内 謙 殿

総務省総合通信基盤局長 渡辺 克也

端末の販売価格の割引等に関する販売店への対応の適正化について（指導）

総務省では、平成 29 年 1 月 10 日、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、新規参入の阻害等を招くおそれのある高額な端末購入補助の適正化を求めてきている。これに関して、貴社が本年 1 月 17 日付けで、販売店に対し、書面により、端末の販売価格の割引又は利用者に対して提供する金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益（以下「端末の販売価格の割引等」という。）の具体的な金額を提案していたことが認められた。

これは、販売店に対して貴社が定めた端末の販売価格の割引等の額を実質的に指示するものであり、販売店における端末の販売価格を事実上拘束することで不当に貴社に有利な金額に設定させようとするもので、電気通信の健全な発達に支障を生じさせかねないものと認められる。

また、この対応は、実質的に指針の「端末購入補助」と同等の効果を持つと認められるところ、一部の端末では指針に沿わない不適正な水準の「端末購入補助」の効果を持つことが認められた。

については、上記対応の適正化について、下記のとおり措置されたい。

記

- 1 端末の販売店に対し、端末の販売価格の割引等の実質的な指示を行わないよう販売店への対応を適正化すること。
- 2 端末の販売価格の割引等の実質的な指示が行われた原因及び本年 1 月 1 日から本日までの期間における貴社から販売店への端末の販売価格の割引等の実質的な指示が他にないかについて調査を行うこと。
- 3 記 2 を踏まえた再発防止策を策定すること。
- 4 記 1 から 3 までの措置及びその結果について、本年 6 月 27 日（水）までに総務省に報告すること。

以上